

秘密保持誓約書

\_\_\_\_\_ (以下「甲」という)は、学校法人明治大学 (以下「乙」という)の出願中の特開 \_\_\_\_\_ 号「\_\_\_\_\_」(出願日:平成 \_\_\_\_\_ 年 \_\_\_\_\_ 月 \_\_\_\_\_ 日) (以下「本出願」という)につき、\_\_\_\_\_の検討 (以下「本検討」という。)を行う目的で、本出願に関する情報の開示を希望し、乙がこれに応じて情報を開示するにあたり、以下の条項について遵守することを誓約する。

(秘密保持)

第1条 甲は、乙から開示を受け又は知り得た本出願に関する技術上又は営業上の一切の情報 (以下「秘密情報」という。)について第三者に開示・漏洩および本検討以外の目的で使用してはならない。ただし、次の各項のいずれかに該当するものはこの限りでない。

- 1 乙から開示を受け又は知得した際、既に公知となっていたもの
- 2 乙から開示を受け又は知得した際、既に自己が所有していたことを証明できるもの
- 3 乙から書面による同意を得たもの
- 4 乙から開示を受け又は知得した際、自己の責によらず公知となったもの
- 5 正当な権利を有する第三者から合法的に入手したもの

(損害賠償)

第2条 甲は、前条の規定に違反したことによって乙に損害を与えたときは、その損害を賠償しなければならない。

(研究契約)

第3条 甲は、本検討の結果、乙との間で (共同・委託) 研究契約の締結を希望する場合には、\_\_\_\_\_年\_\_\_\_\_月\_\_\_\_\_日までに契約を締結するものとし、希望しない場合には同日までに、検討結果の詳細を含め書面にて、乙にその旨報告するものとする。

(成果)

第4条 甲は、本検討に基づき発明、考案、ノウハウ等の成果が得られた場合には、直ちに乙に書面にて通知し、その帰属及び取扱いにつき甲乙協議決定するものとする。

(秘密情報の帰属と非保証)

第5条 すべての秘密情報は、乙に帰属するものとし、乙は、甲に対する秘密情報の開示により、いかなる知的財産権に基づく権利も、黙示的であると否とを問わず、甲に対して許諾したものはみなされないものとする。

(有効期間)

第6条 本誓約の有効期間は、本誓約書署名捺印の日から本出願の公開日までとする。ただし、第2条ないし第5条の規定はその規定する日まで又は対象物が消滅する日まで、本秘密情報のうち本出願明細書に記載されていない事項に関しては署名捺印の日から5年を経過する日まで、それぞれ、なお有効なものとする。

(裁判管轄)

第7条 本誓約に関する訴は、東京地方裁判所を第一審の専属的合意管轄裁判所とする。

(協議事項)

第8条 本誓約に定めのない事項又は疑義が生じたときは、甲乙協議の上、定める。

本誓約の成立を証するため、本誓約書正2通作成し、甲乙それぞれ各1通保有する。

\_\_\_\_\_年\_\_\_\_\_月\_\_\_\_\_日

(住所)  
(会社名)  
(代表者)

印